



ICE サステナブル・ファイナンス・ソリューション

金融庁公表の「ESG 評価・データ提供機関に係る行動規範」に関する弊社の指針

ICE サステナブル・ファイナンス・ソリューションのご紹介

ICE サステナブル・ファイナンス・データ・ソリューションは、1万社を超える企業の環境・社会・ガバナンス（ESG）関連データを提供しています。取締役会の多様性指標、排出削減目標、複数種類の排出量など、550以上のデータポイントに及ぶ10,000社以上の環境・社会・ガバナンス（ESG）関連データと、それをサポートする分析ソリューション（サステナブル・ファイナンス（SF）データおよびツール）を提供しています。ICEのSFデータとツールは、市場全体のESG課題を包括的に把握し、顧客のビジネスチャンスの拡大、リスク管理、透明性の向上に貢献します。

ICE サステナブル・ファイナンスのデータとツールは、以下の3つの主要分野に分かれます：

- ICE Climate Physical Risk データは、地理的な気候、経済、人口統計データを、特定の米国の地方自治体、MBS プール、関連する債券に紐づけます。ICE ESG Geo-Analyzer ツールは、フロントエンドのユーザーのための分析インターフェイスで、資産をロケーションに紐づけた形でのデータの分析を可能にします。ユーザーは、米国本土の特定の場所を取り巻く気候や社会的特徴、リスク、人口統計学的指標を基に分析することができます。

- ICE Climate Transition Finance (CTF)は、企業や金融機関が気候変動の状況を理解し、対応できるように、詳細な排出量とターゲット企業のデータを提供いたします。データセットはSFTP または API を通じて入手できます。ICE Climate Transition Analytics (CTA)ツールは、フロントエンドの分析のためのユーザーインターフェースであり、企業、セクター、ポートフォリオレベルで気候データと学術的な分析を組み合わせています。

- ICE ESG 企業データは、ESG リスクとビジネスチャンスに関する最新の情報を提供するため、ICE が収集し、品質管理を実施した、企業に関する詳細なデータを提供します。データは、温室効果ガス（GHG）排出量、取締役会、従業員の多様性など、包括的なデータポイントをカバーしています。弊社独自のセキュリティー・マッピング・サービスにより、幅広い債券および株式証券でデータ利用が可能です。これらデータは、ファイル配信やAPI など、お客様がさまざまな配信オプションから選択することが可能となっており、お客様の投資プロセスに体系的にデータを提供することが可能です。

これらのソリューションに加え、ICE の SF データとツールは、バンク・オブ・アメリカ（BofA）が ICE の ESG 企業データを用いて作成した定量的評価であるバンク・オブ・アメリカ（BofA）ESGMeterTM を含む、特定の ESG 格付けとサードパーティ・データ製品の利用が可能です。ICE は、このような第三者が独自で作成した ESG 評価は、日本の金融庁（以下「JFSA」）の「ESG 評価・データ提供機関に係る行動規範」の遵守範囲外であると考えています。ICE は、お客様のご要望に応じて、第三者の評価手法に関する文書をお客様に提供し、必要に応じてコンテンツの作成者と直接議論を進めるお手伝いをいたします。つまり、本稿の内容に第三者が独自で作成した ESG 評価は適用されません。

ICE について

インターコンチネンタル取引所は、フォーチュン 500 に選出された企業であり、金融機関、企業、政府機関など幅広い顧客に市場インフラ、データサービス、技術ソリューションを提供しています。ICE はニューヨーク証券取引所を含む、主要なアセットクラスの広範なデリバティブ契約や金融証券の上場、取引、清算を行う取引所を運営しています。ICE が提供する包括的なデータサービスは、世界中の顧客の取引、投資、リスク管理、およびアセットクラス間の連携ニーズをサポートしています。

ICE モーゲージ・テクノロジーは、米国の住宅ローン業界をリードするテクノロジー・プロバイダーとして、住宅ローンの申し込みから融資に至るまで、米国の住宅ローン市場を変革し、デジタル化するテクノロジーとインフラを提供しています。

ICE データサービスは、インターコンチネンタル取引所（Intercontinental Exchange, Inc. およびその子会社（ICE Data Pricing & Reference Data, LLC、ICE Data Services Europe Limited、ICE Data Services Australia Pty Ltd.を含む））が提供するサービスを総称したブランドネームです。ICE データサービスは、債券、株式、コモディティ、FX、オプション、および ICE サステナブル・ファイナンス・データ・ソリューションズで提供されるサービスなど、グローバルな情報、分析、インデックス・サービス、独自のデータ・ツールによるコネクティビティなど、さまざまなエンド・ツー・エンドのソリューションを提供しています。

ICE サステナブル・ファイナンス・データの詳細については、
<https://www.ice.com/data-services/sustainable-finance-data> をご覧ください。

JFSA の「ESG 評価・データ提供機関に係る行動規範」の背景

2022 年 12 月、日本公認会計士協会は行動規範ガイドライン（以下「規範」という）¹、証券監督者国際機構（以下「IOSCO」という）の「Final Report for Environmental, Social and Governance (ESG) Ratings and Data Products Providers」²の公表を受け、日本証券業協会の行動規範ガイドライン（以下「本規範」という）を発表いたしました。この最終報告書は、ESG 評価及びデータ商品のプロバイダーと市場参加者間の明瞭性、透明性、コミュニケーションの改善を促進することを目的としています。本稿では、JFSA コードに示された原則を遵守するための ICE の取り組みを紹介いたします。

原則とガイドラインの概要

1. 質の確保

ESG 評価・データ提供者は、提供する ESG 評価・データの質の確保に努めるべきであり、質の確保のために必要な基本原則を確立する必要があります。

ガイドライン 1.1: ESG 評価・データの策定・提供については、合理的に入手が可能と考えられる情報を詳細に分析し、これを行うよう、必要な手続き等を定めること。

ICE は、SF データやツールについて、合理的に得られる情報の質を詳細に分析するため、品質管理手順を確立しています。

ガイドライン 1.2: 質の高い ESG 評価・データを提供するための組織横断・継続的に適用される手法を定め、これを、機密性・知的財産等に配慮しつつ、開示すること。

ICE には確立された評価手法があり、一連の SF データおよびツールに一貫して適用するよう努めています。ICE は少なくとも年 1 回、評価手法を見直し、必要に応じて更新、変更に関する情報は、クライアント・アドバイザーなどの顧客とのコミュニケーション方法を通じて適宜顧客に提供されます。

ガイドライン 1.3: 定めた手法等が組織横断的に一貫して適用されるよう、組織内での浸透を図るほか、適切な体制の下で横断的な検証を行いつつ、知見を蓄積・共有する等の工夫を行うこと。

ICE は、SF データとツールについて、組織全体で一貫した評価手法が適用されるように管理しています。さらに SF 事業部門での毎月のトレーニング・セッションなど、SF 事業部門全体で定期的なミーティングを開催し、プロセスの知識を共有しています。

ガイドライン 1.4：上記のとおり定めたサービス提供手法について、定期的に、評価結果との間に乖離がないか等を確認し、必要がある場合には改善を図ること（評価に係る PDCA サイクルの実践）。

ICE は、SF データおよびツールの出力結果と評価手法を比較するための管理体制を整えています。ICE は少なくとも年 1 回評価手法を見直し、内部品質管理および顧客からのフィードバックに基づき、必要に応じて評価手法を更新しています。この見直しには、規制、政策、学術的な業界動向のモニタリングが含まれます。

ガイドライン 1.5：ESG 評価手法・データを継続的に管理し、定期的に検証又は更新し、データの取得・更新時期（通常いつ取得・更新するか等）を開示すること（ESG 評価・データの基となる評価・データ項目が多岐に渡る場合は、利用者ニーズも踏まえた重要性や有用性を鑑みて対象を集約又は限定するなど、合理的な範囲・方法で対応すること）。

SF データとツールに適用される ICE の評価手法は、そのマニュアルと手順に従って、継続的かつ一貫して適用されます。ICE は、報告された入力データ、SF データおよびツールの更新を適宜監視しています。

ガイドライン 1.6：ESG 評価・データ提供機関が ESG 評価・データ提供サービスを外部に委託する場合には、委託の内容と重要性に応じて必要に応じ上記 1. から 5. に相当する内容を委託先に求めるなど、委託先も含めて ESG 評価・データの品質を確保するために必要な措置を講じること。

ICE は、適宜、また該当する場合には、ベンダーや第三者サプライヤーと連携し、本規範の遵守を促します。さらに、前文で述べたように、ICE の SF データとツールには、第三者プロバイダーが提供するものも含まれており、ICE はこれらのプロバイダーと適切に連携しています。

2. 人材育成

ESG 評価・データ提供者は、提供する評価・データ提供サービスの質を確保するために必要な専門的人材を確保し、専門的スキルを向上させる必要があります。

ガイドライン 2.1：適切な評価・データの提供を行うための必要な情報を収集・分析し、意思決定を行うために必要な専門的人材や技術を保持すること。

ICE は、SF データとツールの作成において、情報の収集と分析に必要な専門的リソースと技術の維持に努め、品質管理に尽力しています。

ガイドライン 2.2：特に、ESG 評価・データの提供に携わる人材が、専門的・職業的な知見を有し、誠実に職務を遂行するよう、必要な措置を講じること。

ICE は、ESG の専門家と業界/セクターの専門家で構成されるデータ品質専門チームを有しており、これらの専門家は、ESG/サステナビリティに関する専門知識や豊富な業界経験を有しています。

ガイドライン 2.3：専門的・職業的な評価を行い、質の高い評価・データの提供に取り組む人材が的確に評価されるよう、人事評価のあり方を検討すること。

ICE は、高品質の SF データとツールを顧客に提供することを目指し、ICE の品質基準が遵守されているかについて、担当者のパフォーマンスを定期的に監視し、レビューしています。

ガイドライン 2.4：人材の確保・育成が、質の高い評価を継続していく上で重要であることを、ESG 評価・データ提供機関の経営者が認識し、このために必要な対応を講じること。

ICE のシニア・リーダーシップ・チームは、組織全体にわたる人材の確保と育成に尽力しております。ICE のシニア・リーダーシップ・チームは、人材の確保と育成が ICE の SF データやツールを含む ICE データサービス全てにおいて、高品質な製品を提供するための重要な要素であると理解しています。

3. 独立性の確保と利益相反の管理

ESG 評価・データ提供者は、独立した意思決定が行えるよう、また、組織や所有権、事業への投資や資金提供、役員や従業員の報酬等から生じる利益相反に適切に対処できるよう、有効な方針を確立する必要があります。利益相反に関して、データ提供者は、業務の独立性、客観性、中立性を損なう可能性のある自らの活動や状況を特定し、潜在的な利益相反を回避するか、または利益相反のリスクを適切に管理・軽減する必要があります。

ガイドライン 3.1：提供するサービスに関して、自らの組織・従業員が行う評価・分析に影響を与え得る利益相反の可能性を特定し、その上で、これらを回避し、又は適切に管理・低減するための実効的な方針を定め、開示すること。

ICE は、コーポレート・レベルで強固な利益相反緩和の方針と手続を定めています。ICE の全従業員を対象としたグローバルビジネス行動規範には、従業員研修の義務化、厳格な贈答と接待の方針が含まれています。グローバルビジネス行動規範は、従業員、取締役、コンサルタント、請負業者に適用され、利益相反が特定、報告、管理されるプロセスを明確に規定しています。ICE は、グローバル企業行動規範に関する従業員向け研修を毎年実施しています。

ガイドライン 3.2：ESG 評価・データの対象となる企業と他のビジネス関係により、ESG 評価・データが影響を受けないことを確保するため、営業と評価の担当・部門間のファイアウォールを構築するなど、適切な手段を講じること。

上記のガイドライン 3.1 に記載されているように、ICE は企業レベルで強固な利益相反の軽減手続を定めています。また SF 関連部門の活動において 関連部門独自の手続が必要かどうかの検証を続けています。

ガイドライン 3.3 アンケート調査等に基づき評価等を提供する場合について、調査等が不合理に著しく複雑又は理解しづらい場合に、調査等を理解し的確な回答を行うには事実上自らの有償サービスを利用する必要がある、といったことがないよう、調査やサービスの内容・構成について、留意すること。

現在、ICE はアンケートによるデータ収集は行っていません。

ガイドライン 3.4：自らの職員が、ESG 評価・データ提供サービスと利益相反が生じ得る有価証券取引やデリバティブ取引を行わないよう、適切な手段を講じること。

ICE の事業の性質上、ICE は、ガイドライン 3.1 に記載されているとおり、全従業員に対し、グローバル・ビジネス行動規範を通じて管理される確固たる取引ポリシー及び手続きを定めています。我々は、SF データ・ツール事業へのこれらの手続きの適用を検証し、適切であると判断しています。

ガイドライン 3.5：自らの職員に関して、適切な業務・報酬体系を整備し、ESG 評価・データ提供サービスに係る潜在的な利益相反を回避し、又はリスクを適切に管理・低減を図ること。例えば、必要に応じ ESG 評価・データサービスの営業を担当する職員と別に評価等を行う職員を割り当てること。

上記のとおり、ICE は、SF データ及びツールに関連する潜在的な利益相反のリスクを管理し、低減するために適切な措置を講じており、継続して実施しています。

ガイドライン 3.6：評価等の対象となる企業との間に存在する既存のビジネス関係が、評価に影響を与えないようにするために適切な措置を講じること。

上記のガイドライン 3.1 に記載されているとおり、ICE はその事業活動全体にわたり、利益相反を緩和するための堅固な方針と手続きを定めています。

ガイドライン 3.7：発行者負担モデルについては、評価対象となる企業から報酬を受け取るものであり、この点について利益相反を回避するための詳細な手続きを実施すること。

ガイドライン 3.8：同一の機関において、購買者負担モデル、発行者負担モデル、モデルの双方のサービスを提供する場合には、この点を踏まえた利益相反の防止のための適切な措置を講じること。

ガイドライン 3.7 と 3.8 は ICE には適用されません。

4. 透明性の確保

ESG 評価・データ提供者は、透明性の確保が重要かつ優先されるべき課題であることを認識し、評価の目的や基本的な評価方法など、サービス提供における基本的な考え方を明確にする必要があります。また、サービス策定の手法やプロセスについても十分に開示する必要があります。

ガイドライン 4.1：知的財産権等への必要な配慮は行いつつも、本質的かつ優先的な課題と認識して、自らのサービスに係る透明性を確保すること。

ICE は、提供する商品全てにおいて、透明性の確保を重視しており、SF データとツールもその例外ではありません。ICE は、SF データとツールのユーザーにとって透明性が重要な課題であることを認識しており、後述するように、ICE の各商品の詳細な手法に関する資料は、顧客の要望に応じて提供されています。

指針 4.2：ESG 評価・データ提供サービスの利用者が、当該評価等が何を捉えることを目的とし、どのようにこれを計測するのかなど、評価等の基本的内容を理解できるよう、評価等の目的・基本的評価手法を含むサービス提供に当たっての基本的考え方を開示すること。

ICE は、SF データとツールについて、分析の目的、推計値の使用法、データ収集とインプットの概要、出力値の作成に使用した手順や手法の概要などを詳細に説明した資料を顧客に提供しています。

ガイドライン 4.3：評価内容等がどのように決定されるか、利用者・評価対象の企業が基本的な仕組みを理解できるよう、評価等の策定方法・プロセス等について、重要な変更があった場合にはその旨を含め、十分な情報を開示すること。また、窓口を通じ、評価対象となった企業から問合せ等があった場合には、可能な範囲で丁寧な説明を行うこと。

ガイドライン 4.2 への回答で述べた詳細な手法に関する資料に加え、ICE は、発行体や顧客がデータに関する問い合わせを運用チームに伝えられるよう、ダイレクトな問合せスキームを採用しており、状況に応じて、検証プロセスの過程として、一般に公開されている資料をご提供することも可能です。

ガイドライン 4.4： ESG 評価・データの策定に利用した情報源を開示すること。特に、推計データを用いる場合には、その旨及び推計の基本的な方法を開示すること。いずれの場合においても、情報源等が多岐に渡る場合は、重要性や有用性を鑑みて対象を集約又は限定するなど、合理的な範囲・方法で対応すること。

ICE の SF データおよびツールの手法に関する資料には、使用された情報ソースの概要に加え、不足分を埋めるために推定データや代理データが使用された場合のデータの情報も含まれています。これらの資料には、状況に応じて推計方法の概要も記載されています。

ガイドライン 4.5： 評価の目的・考え方・基本的評価手法の具体的項目として、例えば、以下のような事項を、まとめてわかり易く開示すること。各社の状況や項目の重要性・有用性等を鑑みて対象を集約又は限定するなど、合理的な範囲・方法で対応すること

ICE の SF データとツールの手法に関する資料は、適切な範囲と方法に従い、目的、測定対象、手法の概要を開示しています。これらの資料には、評価プロセス、開示に関連する特定の日付（例えば、データが何年のサステナビリティ報告書に基づいているか）、カバレッジ統計、レビュー・プロセスの概要が記載されています。変更に関する情報は、クライアント・アドバイザーなどの顧客コミュニケーション方法を通じて、適宜顧客に提供されます。

5. 守秘義務

ESG 評価及びデータプロバイダーは、業務上知り得た非公開情報を適切に保護するためのポリシーと手順を定める必要があります。

ガイドライン 5.1: 守秘を前提として ESG 評価・データサービスに関して提供された情報を保護するための方針・手続きを定め、開示・実施すること。

ガイドライン 5.2: 守秘情報について、特段の取決めがない限り、提供目的に沿って、ESG 評価・データサービス以外に使われることがないよう、方針・手続きを定め、開示・実施すること。

ガイドライン 5.1 も 5.2 も ICE には適用されません。ICE は、SF データやツールのインプットとして使用される非公開の機密情報を受領していないためです。仮に ICE が非公開情報を受け取ることがあったとしても、そのような情報が悪用されないよう、ICE の厳格な企業ポリシーと手続きによって保護されています。

6. 企業とのコミュニケーション

ESG 評価・データ提供者は、事業者・企業双方にとって効率的なプロセスとなるよう、あるいは必要な情報が十分に得られるよう、企業からの情報収集方法を工夫・改善する必要があります。また、ESG 評価・データ提供者は、評価対象企業から情報源に関する重要な指摘や適切な助言があった場合には、適切に対応することを心掛ける必要があります。

ガイドライン 6.1： アンケート調査等を通じて、評価対象となる企業から情報を収集する場合、収集時期を十分前に当該企業に伝達することとし、依頼を行うに当たっては、公開情報や過去に提出を受けている情報等の既に知り得た情報が利用可能で、また適切な場合には、評価機関等においてこれらを事前に入力した上で、企業に確認を求めること。

ガイドライン 6.2: 企業が ESG 評価・データ提供に関して問合せ、問題提起を行うことが出来る統一的な窓口を設置し、対象企業に伝達する、もしくはわかり易い形で掲示しておくこと。

ガイドライン 6.1 及び 6.2 は ICE には適用されません。

ガイドライン 6.3： 自らの評価手法や顧客対応の方針等を踏まえて、ESG 評価・データを開示するに際しては、可能な限り、速やかに当該評価・データの重要な情報源について評価対象企業に通知又は周知し、評価対象の企業がこれらに、事実誤認などの重大な欠陥がないかを確認する時間的猶予を、確保すること。

SF データおよびツールに関する顧客からの問い合わせはすべて、専任のデータ・アナリスト・チームが常時モニターしています。寄せられた問い合わせはすべてデータベースに登録され、受領順に確認されます。疑義がある内容を特定し、既存のソースと照合して検証できる場合は、通常その日のうちに回答をいたします。

その他の場合は、アナリストが適切と判断した場合、企業に直接確認の連絡を取ることができます。問い合わせについて確認が完了するまで、顧客には定期的に最新情報が提供されます。

ガイドライン 6.4：ESG 評価・データの対象となる企業から、評価・データの情報源について重要又は合理的な問題提起があった場合には、自らの評価手法や顧客対応の方針等を踏まえて、少なくとも根拠となる重要なデータの正確性を企業が確認することを許容し、誤りがあれば訂正するなど、適時・適切に対処すること。

ICE は、顧客が評価の対象となる発行体である場合を含め、裏付けとなるデータや商品の正確性に関する問い合わせに対応するための適切なエスカレーション手順を備えています。

ガイドライン 6.5：ESG 評価・データ提供機関として、自らの提供する評価・データについて、評価等の対象企業と通常どのように関わるかに関する「対話の手順」を開示すること。当該手順には、状況変化による柔軟性も確保しつつ、評価対象の企業にいつ情報提供を依頼するのか、対象企業はいつ何について確認を行うことができ、課題等がある場合にはどのように問題提起を行うことが出来るか、評価機関等は問題提起に対してどう対応し得るか、といった内容を含めること。

ガイドライン 6.6：自らの評価手法や顧客対応の方針等の下で、利益相反等にも留意しつつ、可能な限り、企業との間で、建設的な対話を行うこと（例えば、評価結果のフィードバック等）。

ガイドライン 6.5 および 6.6 は、ICE の SF データとツールには適用されないと考えます。

ICE のデータ収集は、企業への直接的なアプローチを行っていません。それに代わり、ICE はデータ収集において、一般に公開されている情報を利用し、統計や数式を用いた定量的な手法を定義しています。さらに、ICE は、ICE のデータプロダクトのデューデリジェンスや監視において、長年顧客をサポートしてきた豊富な経験を有しており、この経験を活かし、サステナブル・ファイナンス・データとツールを利用する顧客に対しても同レベルのサポートを提供いたします。最後に、ICE の SF データやツールの対象となる企業は、他のユーザーと同様に ICE と情報連携していただくことが可能です。人材の確保と育成からの問い合わせに対しても、ICE は ICE の顧客に対する対応と同様の対応を行ってまいります。

Limitations

This document contains information that is proprietary property of Intercontinental Exchange, Inc. and/or its affiliates (“ICE Group”), is not to be published, reproduced, copied, disclosed or used without the express written consent of ICE Group. This document is provided for informational purposes only. The information contained herein is subject to change without notice and does not constitute any form of warranty, representation, or undertaking. Nothing herein should in any way be deemed to alter the legal rights and obligations contained in agreements between ICE Group and its respective clients relating to any of the products or services described herein. Nothing herein is intended to constitute legal, tax, accounting or other professional advice or a representation that any investment or strategy is suitable or appropriate for any particular circumstances, or otherwise constitutes a recommendation to any person or entity, and is not to be used or considered as an offer or the solicitation of an offer to sell or to buy or subscribe for securities or other financial instruments. ICE Group are not registered as nationally registered statistical rating organizations, nor should this information be construed to constitute an assessment of the creditworthiness of any company or financial instrument. GHG emissions information available is either compiled from publicly reported information or estimated, as indicated in the applicable product and services. Trademarks of the ICE Group include: Intercontinental Exchange, ICE, ICE block design, NYSE, ICE Data Services, and New York Stock Exchange. Information regarding additional trademarks and intellectual property rights of Intercontinental Exchange, Inc. and/or its affiliates is located at <https://www.theice.com/terms-of-use>. Other products, services, or company names mentioned herein are the property of, and may be the service mark or trademark of, their respective owners.